

「箕面市国際化指針」策定にあたって

「市民一人ひとりが、国や地域を越えた交流やつながりを広げ、国籍や言葉、文化・習慣の違いを認め、相互に学び合いながら、いきいきと生活し、活躍できるまちにしていきたい」－これが、箕面市のめざす「国際化」（注1）です。

箕面市では、国際化の推進にあたって基本的な考え方を整理するため、1987年（昭和62年）に箕面市国際交流検討懇談会を設置し、1992年（平成4年）には、市民レベルでの国際理解と友好親善の促進を図りながら、地域社会の国際化の実現をめざし、財団法人箕面市国際交流協会（以下「国際交流協会」といいます。）（注2）を設立するなど、国際交流に関する基盤整備を進めてきました。

また、1995年（平成7年）のニュージーランド・ハット市との国際協力都市提携、及び2003年（平成15年）のメキシコ合衆国・クエルナバカ市との国際友好都市提携を契機として、市民が主役の国際交流を推進してきました。ハット市やクエルナバカ市と相互交流を活発に行うことで、市民一人ひとりの「地球市民」（注3）としての意識が向上し、また、箕面市と世界をより近くに結びつけることができ、箕面市の国際化の土台を築くことができました。この土台を元に、さらなる「国際化」の推進に向けて、市民活動団体や国際交流協会と協力しながら、取組を継続してきました。

21世紀に入り、社会のあらゆる分野においてグローバル化（注4）やボーダレス化（注5）がさらに進展し、人の国際移動がますます活発になる中で、箕面市を取り巻く環境も変わってきました。

箕面市の人口は、2011年（平成23年）末現在、131,172人で、そのうち、1.75%にあたる2,297人の外国人市民（注6）が生活しており、その数は年々増加傾向にあります。また、これまで外国人登録者数（注7）の第1位を占めてきた特別永住者（注8）が減少する一方、留学生や永住者（注9）が増加するなど、在住形態も変化し、多様化しています。

グローバル化やボーダレス化がますます進展する中、これまで以上に、市民一人ひとりが、地球市民として互いに学び、交流し、協力し合うことが求められています。全ての人の人権が大切にされ、国籍や言葉、文化・習慣の違いを認め、相互に学び合えるまちとして箕面市を発展させていくために、これまでの取組をふまえ、「箕面市国際化指針」を策定します。

今後は、この指針に基づき、社会情勢の変化などに的確に対応した施策を効果的に推進して、「多様な文化に彩られる 豊かな共生のまち『箕面』」を実現していきます。

目次

	(ページ)
第1章 基本事項	1
第1節 指針の目的	1
第2節 指針の位置づけ	2
第2章 指針策定の背景	3
第1節 国際化の状況	3
第2節 箕面市の現状と課題	3
第3章 指針の基本的な考え方	8
第4章 指針の内容	9
基本方針1 世界とつながる魅力づくり	9
基本方針2 国際感覚豊かな人づくり	13
基本方針3 外国人市民が暮らしやすい環境づくり	15
基本方針4 豊かな共生空間づくり	20
第5章 指針の推進	23
第1節 多文化交流センター（仮称）の活用	23
第2節 国際交流協会との協働	23
第3節 市民ボランティアや市民活動団体との協働	23
第4節 連携体制の確立	23
資料編	
1 箕面市における国際化施策の経過	26
2 指針策定の経過	29
3 指針策定アドバイザー	29
4 箕面市民の人権に関する市民アンケート調査結果	30
5 箕面市人権宣言・関係条例など	32
6 指針の概要	35
7 用語解説	37

※1 この指針では、「西暦（元号）」表記を使用しています。

※2（注1～26）は、資料編（37ページ～）に用語解説があります。